

嘱 託 規 定

有限会社にのせ電子
三絡事業所



嘱 託 規 定

(目 的)

第1条 この規定は、就業規則第 48 条に基づき、従業員で定年 66 歳退職後、嘱託として再雇用される者の身分について定めるものである。

(嘱託の定義)

第2条 この規定で嘱託とは次の者を言う。

- ① 定年退職後、会社と再雇用契約を締結して、中断することなく 66 歳から継続勤務する従業員をいう。
- ② 定年年齢 66 歳到達後に新たに採用された者

(職場及び職種の決定)

第3条 再雇用する者の職場及び職種は、本人の希望・技能・経歴・適性・健康状態並びに、要員・雇用状況を総合的に勘案し、個別の雇用契約により決定する。

(役 職 解 任)

第4条 定年時に役職にあるものについては、役職を解任しての再雇用とする。
但し、会社が必要と認めた者については、役職待遇で再雇用することがある。

(雇用契約及びその期間)

第5条 66 歳到達時において以下の各号に定める基準をすべて満たし、再雇用を希望する者は嘱託として再雇用する場合がある。ただし、担当業務の消滅等、会社の業務上の必要性がある場合には、更新しないことがある。

- ① 勤務意欲に富み、再雇用を希望する者
 - ② 懲戒処分該当者でない者
 - ③ 人事考課等において、著しく評価が悪くない者
 - ④ 66歳以降に従事する業務を遂行する上で、支障がないと判断される者
 - ⑤ 業務に必要な技能を有する者
 - ⑥ 職場の配置転換、必要な勤務時間に応じられる者
- (2) 再雇用の契約期間については、1 箇年の契約とし、1 年毎に更新する。定年後再雇用契約の更新を希望する者は、契約期間満了日の 1 カ月前までに会社に申し出るものとする。

(給 与)

第6条 再雇用後の給与については、定年時の賃金を考慮し、個別の雇用契約で定めるものと

する。

(退 職)

第7条 次の場合は退職とし、雇用関係は消滅する。

- ① 本人の願い出があった場合
- ② 契約期間が満了した時
- ③ 本人が死亡したとき

(労 働 条 件)

第8条 再雇用者の労働条件は次の通りとする。

- ① 労働時間・休日
就業規則に準ずるか、個別の雇用契約で決定する。
- ② 定期昇給・ベースアップ
毎年更新する雇用契約で決定するが、原則として定期昇給・ベースアップは行なわない。
- ③ 有給休暇
年次有給休暇の付与並びに実施については、従業員として引き続き在籍したものとして扱う。
- ④ 賞与
原則として支給しない。
- ⑤ 休職
嘱託社員には、原則として休職を命じない。但し、会社が特に認めた場合は休職の規定に準じた取扱をすることがある。
- ⑥ 退職金
支給しない。
- ⑦ 就業規則の適用
個別の雇用契約で定める他は就業規則及び就業規則に基づく諸規定を準用する。

付 則

- 1.この規定は、2023年4月1日から実施する
- 2.この規定は、2024年1月1日から一部改正して実施する。
- 3.この規定は、2025年1月1日から一部改正して実施する。

O

O